

介護予防・日常生活総合支援事業 サービス・活動事業の利用に関する相談対応手順

1 サービス・活動事業の利用対象者

①介護認定で「要支援 1・2」の認定を受けた方

②65歳以上で、**元気アップチェック**※により事業対象者と判断された
元気アップ高齢者

○65歳未満の第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、元気アップチェックを実施するのではなく、要介護認定等申請を行う。

○65歳未満の方に対する同等のサービスは、これまでどおり障害福祉サービスが優先される。

※元気アップチェック

生活機能低下のある高齢者を早期発見するために厚労省が作成した「基本チェックリスト」の本市の独自名称。25の質問項目を本人が主観で回答し、基準に沿って虚弱・運動機能の低下・低栄養状態・口腔機能の低下・閉じこもり・認知機能の低下・うつ病の可能性の有無を判定する。

なお、毎年要介護認定等を受けていない75歳以上の奇数年齢の方を対象として、郵送による元気アップチェック（健康状態の把握と健康づくりに関する情報提供を目的）を実施している。

2 サービス内容

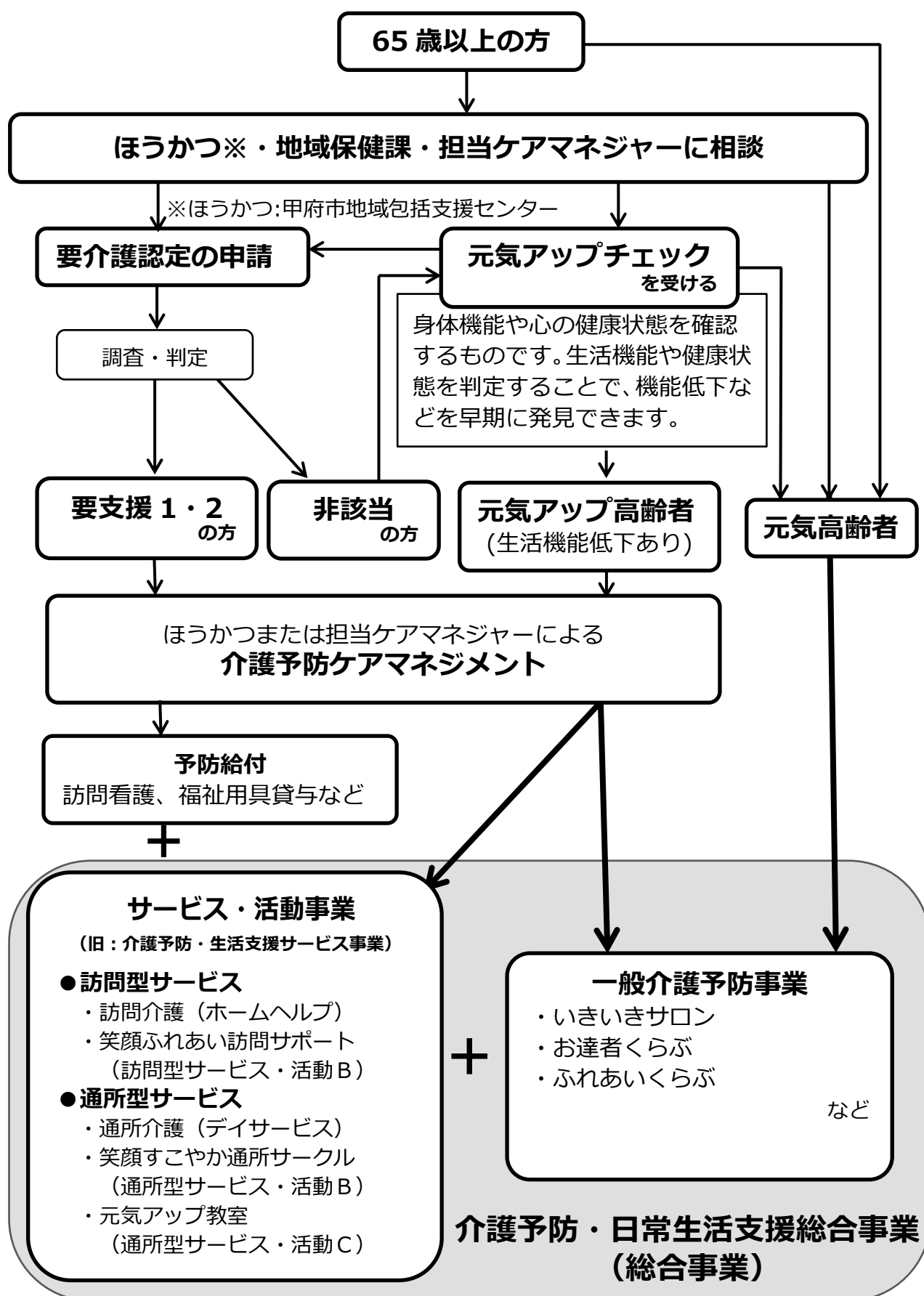
介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という。）には、サービス・活動事業と一般介護予防事業があります。

サービス・活動事業は訪問型サービス、通所型サービス等から構成され、一般介護予防事業は、いきいきサロン、お達者くらぶやふれあいくらぶ等から構成されています。

訪問介護、通所介護以外の要支援の方に対するサービス（訪問看護や福祉用具貸与など）は、介護予防給付の中で利用します。

【介護保険制度の構成】
介護給付（要介護1～5）
介護予防給付（要支援1・2）
総合事業 1 サービス・活動事業 （要支援1～2、元気アップ高齢者） ①訪問型サービス ・訪問介護（ホームヘルプ） ・笑顔ふれあい訪問サポート （訪問型サービス・活動B） ②通所型サービス ・通所介護（デイサービス） ・笑顔すこやか通所サークル （通所型サービス・活動B） ・元気アップ教室（通所型サービス・活動C） 2 一般介護予防事業 （全ての高齢者、支援活動に関わる者）

3 総合事業の利用までの流れ（図）



元気アップ高齢者となった方も、必要時、要介護認定の申請ができます。

サービス・活動事業の利用までの流れ		
(1) 相談	①相談の目的や希望するサービスの聴き取り	【注意事項】 ア 本人、家族より相談の目的、生活の困りごと、希望するサービスを確認する。 イ 相談は、来所、訪問等により本人と面接することを原則とする。 ウ 要支援・要介護認定、事業対象者の決定の有無を介護保険被保険者証から確認する。 エ 要介護認定を受けている方について、本人、家族、または指定居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャーより相談を受けた場合は、次のことに留意する。 【要介護認定の更新の時期の場合】 ○計画作成を行うケアマネジャーがモニタリング・評価を十分に行い、利用者の状態を把握しているかを確認する。本人、家族からの相談の場合は、（本人の同意を得て、）担当ケアマネジャーに連絡する。 ○本人の状態の改善が確認され、サービス・活動事業の利用が適切であると判断した場合は、申請その他の手続きを支援する（指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが相談を受けた場合は、担当するほうかつに報告する）。 ※原則として更新申請の時期でない場合や、すでに事業対象者である場合は、元気アップチェックによる事業対象者の決定は行わない。 ※自身の健康状態を把握することや、セルフケアに役立てるために元気アップチェックを行った場合で、サービス・活動事業を利用しない場合は市に提出をしない。
	②総合事業についての説明	総合事業の趣旨や内容、手続き、要介護認定等の申請について、リーフレット等を用いて説明する。 ア サービス・活動事業によるサービスのみを利用する場合は、要介護認定等の申請を省略し、元気アップチェックを用いて事業対象者とし、迅速なサービスの利用が可能であること。 イ 事業対象者となった後や、サービス・活動事業によるサービスを利用し始めた後も、必要な時は要介護認定等の申請が可能であること。 ウ 効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態等からの自立の促進や重度化予防の推進を図る事業であること。 エ 介護予防ケアマネジメントの中で、本人が目標を立て、その達成に向けてサービスを利用しながら一定期間取り組んだ上で、目標達成の後は、より自立へ向けた次のステップに移っていくこと。 要介護認定等の有効期間中は認定の区分によるサービスを利用する。

		なお、認定の有効期間の終了が近づき、次期の更新申請についても合わせて検討する場合は、認定の有効期間やその後のサービス利用が途切れることがないように、利用者の意向等の確認の時期に留意する。 認定の更新申請をせず事業対象者に移行する場合、要介護等の認定期間が終了する３０日前より、登録の手続きを行えるものとする。
	③ 身体や生活状況、環境等の情報の聞き取り	本人の生活状況や環境を聞き取りする中で、介護予防のための地域の通いの場への参加、市が実施する高齢者福祉サービス（福祉センター、配食サービス等）の利用も含めて検討する。
(２) 元気アップチェックの実施	① 元気アップチェックの実施	【注意事項】 ア 各質問項目の趣旨を説明し、理解していただいた上で回答してもらう。 イ 期間を定めていない質問項目については、現在の状況について回答してもらう。 ウ 習慣を問う質問項目については、頻度も含め、本人の判断に基づき回答してもらう。 エ 各質問項目の趣旨は「基本チェックリストの考え方」（総合事業ガイドライン参照）のとおり。質問項目の表現は変えない。 オ 元気アップチェックは、本人の状況を確認するアセスメントツールとしても用いる。
	② 介護予防ケアマネジメント対象者の確認、要介護認定申請等の必要性の判断	元気アップチェック及びアセスメントにより、必要なサービスを確認し、要介護認定等申請の必要性を利用者とともに判断する。 サービス・活動事業等の必要なサービスを利用できるよう支援を行う。 【要介護認定申請が必要な例】 ア 身体や生活状況から、サービス・活動事業利用だけでなく、介護給付サービス（訪問看護、福祉用具の貸与、住宅改修等）が必要である場合（利用中を含む）。 イ 介護給付によるサービスを希望している場合 ウ 元気アップチェックで「虚弱」該当かつ問１～５で「１.いいえ」回答者は、要介護状態となる可能性が高いことから、その他の状況についても丁寧に確認したうえで判断する。

(3) 市への届出、登録及び要介護等認定申請	①「元気アップチェック」及び「居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出	介護保険被保険者証及び実施した元気アップチェックを添付し、「居宅・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を市に提出する。 本人による届出が原則だが、要介護認定の申請と同じく、家族やほうかつ・ほうかつから業務を委託された指定居宅介護支援事業所の申請代行も可能。 ほうかつは、運営規程等重要事項を文書で説明し、利用者の同意を得ておく。 セルフケアに役立てるために元気アップチェックを行うなど自身の健康状態を把握すること等を目的とし、サービス・活動事業を利用しない場合は、提出の必要はない。 市は届出に基づいて、事業対象者として登録し、利用者の被保険者証に「事業対象者」であること、「元気アップチェック実施日」、「担当地域包括支援センター名」を記載し交付する。 【事業対象者の有効期間】 事業対象者と判断された場合、有効期間は原則設定しない。ただし、事業対象者の登録後、状態等の変化により、要介護認定等を受けた場合は、認定期間の前日を事業対象者の終了日とする。その後、要介護認定等を更新せずサービス・活動事業を利用する場合は、元気アップチェックを実施し、所定の手続きを行う。
	② 要介護等認定申請(新規、更新)	相談により必要と判断された場合は、要介護等認定申請を勧め、必要な支援を行う。
(4) 介護予防ケアマネジメントの実施及びサービスの利用	① 介護予防ケアマネジメントの実施	本人または家族は、介護保険被保険者証等を受け取ったら、担当するほうかつに連絡する。 連絡を受けた担当ほうかつは、介護予防ケアマネジメントを実施する。ほうかつは業務の一部を市が承認した指定居宅介護支援事業所に再委託することができるが、再委託については利用者に説明し、同意を得るものとする。

4 相談対応例～こんなときどうする？～

ケース 1：指定居宅介護支援事業所が、本人または家族から相談を受け、新規で介護予防ケアマネジメントの実施（サービス・活動事業のみの利用）が必要と判断した場合。

本人の心身の状態や、本人が希望するサービス内容を聴き取りするなかで、要支援認定又は事業対象者の基準に該当した（する可能性がある）者については、本人または家族に次のこと

を説明する。説明後、本人または家族からほうかつへ相談するよう指示する。ほうかつに連絡が困難な場合は、連絡がとれるよう支援する。

ア 総合事業の概略

イ 地域を担当するほうかつの説明

ウ ほうかつが利用者宅を訪問して介護予防ケアマネジメントを行うこと

なお、指定居宅介護支援事業所が、ほうかつから介護予防ケアマネジメント等の委託を受け
るには、事業所の市への登録が必要となるとともに、ほうかつと事業所間で委託に関する契約
を行う必要がある。

ケース 2：ほうかつが、本人または家族から相談を受け、新規で介護予防ケアマネジメントの実
施（サービス・活動事業のみの利用）が必要と判断された場合。

サービス提供（この場合は介護予防ケアマネジメント）を行うための重要事項等の説明・交
付を行い、同意を得た後、速やかに「元気アップチェック」及び「居宅・介護予防サービス計
画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出（代行）する。

5 事業対象者の限度額を一時的に引き上げることができる場合

元気アップチェックにより事業対象者となった方の限度額については、要支援 1 の利用限度額
の範囲内を原則とするが、介護予防ケアマネジメントにおいて、特に必要があると判断された場
合、申請により一時的に要支援 2 の限度額までとすることができるものとする。判断に当たっ
ては、サービス担当者会議を開催し、多職種からの専門的意見も聴取し、総合的に判断する。ほう
かつから委託された指定居宅介護支援事業所が担当する利用者の場合は、担当するほうかつに相
談し、意見を得て申請する。ただし、一時的であるため期間は 1 ヶ月から状態に応じ 3 ヶ月以
内とし、その後も必要とする場合は、認定申請を勧める。

また、限度額を一時的に引き上げた期間は、要支援 2 のサービス単価を使用する。

（１）申請ができる例

- ①利用者が退院直後で、集中的にサービス利用することが自立支援につながる
- ②利用者の体調変化により、一時的にサービスを増やす必要がある
- ③養護者である同居家族の急変（死亡）や不在など一時的な環境の変化があり、その間のみ
サービス増やす必要がある

（２）申請の方法

次の書類を市に提出する。市は内容を審査し、限度額の引き上げについて決定するものとする。

- ①介護保険被保険者証
- ②総合事業における一時的な区分限度額変更申請書
- ③利用者基本情報
- ④介護予防サービス・支援計画書
- ⑤サービス担当者会議の要点